

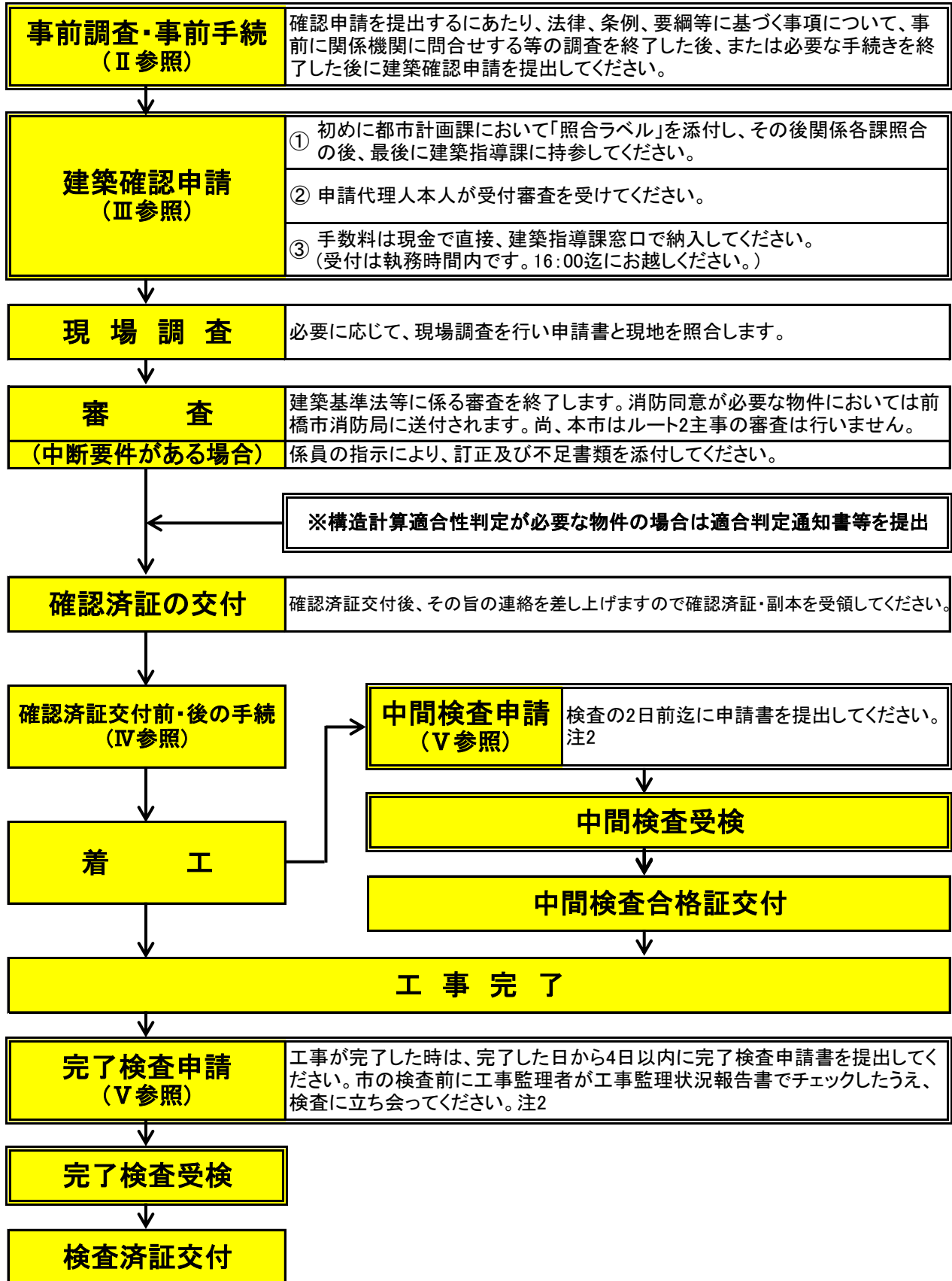
平成27年度版
建築確認申請等の手引き

○前橋市

I 建築確認申請の流れ

事前調査から検査済証交付まで

※二重枠内は申請者の行為



注1: 建築主及び代理者の印鑑は、確認申請から検査済証の受領まで全て同一の印鑑を使用してください。

注2: 申請に先立ち検査日を電話予約できます。受検希望日の前1週間から3週間の間に予約してください。

Ⅱ 事前調査・事前手続

建築物を建築する際には、以下の法令等の事前協議、許認可を必要とする場合があります。
必要な場合には、所管課と協議、手続きを行った後、建築確認申請を提出してください。

1 建築基準関係規定の項目(建築基準法施行令第9条、その他法令による関係規定)					
法令等		具体的内容等		確認申請時の処理等	協議・手続先
1	消防法	9条	火の使用に関する市町村条例への委任	協議内容等を各図面表記。 確認申請後、建築主事が消防同意にて照合。 ※通知の場合、確認申請で建築主事が審査	消防局予防課
		9条の2	住宅用防災機器の設置		
		15条	映写室の構造設備		
		17条	消防用設備等の設置、維持		
2	屋外広告物法	3条～5条	屋外広告物の禁止又は制限 前橋市屋外広告物条例	協議内容等を各図面表記	都市計画課
3	港湾法	40条1項	臨港地区内の分区内の規制	市内は臨港地区の定めなし	—
4	高圧ガス保安法	24条	圧縮天然ガスの家庭用設備の設置等	協議内容等を各図面表記	県 消防保安課
5	ガス事業法	40条の4	ガス消費機器の設置等の基準適合義務	協議内容等を各図面表記	経済産業省関東東北産業保安監督部保安課
6	駐車場法	20条	駐車施設の設置 前橋市建築物における駐車施設の附置等に関する条例	協議内容等を各図面表記 駐車場附置義務条例届出書提出	建築指導課
7	水道法	16条	給水装置の構造及び材質	協議内容等を各図面表記	水道整備課
8	下水道法	10条1項、3項	排水設備の設置及び構造、技術基準	協議内容等を各図面表記	下水道整備課
		30条1項	都市下水路に接続する特定排水施設の構造		
9	宅地造成等規制法	8条1項	宅地造成等規制区域内の宅造工事の許可	市内は宅地造成等規制区域の定めなし	—
		12条1項	変更の許可等		
10	流通業務市街地の整備に関する法律	5条1項	流通業務地区内の規制	市内は流通業務地区の定めなし	—
11	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	38条の2	供給設備または消費設備の基準適合義務	協議内容等を各図面表記	県 消防保安課
12	都市計画法	29条1項、2項	開発行為の許可	許可書(写)を申請書に添付	建築指導課
		35条の2第1項	開発許可の変更の許可		
		41条2項	開発許可による建ぺい率等の制限		
		42条	開発許可を受けた土地における建築等の制限		
		43条1項	市街化調整区域における開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限		
53条1項	都市計画施設の区域内、市街地開発事業施行区域内の建築の許可	許可書(写)を申請書に添付	都市計画課		
13	特定空港騒音対策法	5条1項～3項	航空機騒音障害防止地区等の建築制限	市内は航空機騒音障害防止地区等の定めなし	—
14	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律	5条4項	商業地域内等における自転車駐輪場附置に関する条例の定め	市内は自転車駐輪場附置の条例の定めなし	—
15	浄化槽法	3条の2第1項	放流施設として浄化槽以外のものの設置禁止	協議内容等を各図面表記	西部清掃事務所(ごみ減量課)
16	特定都市河川浸水被害対策法	8条	排水設備の技術上の基準に関する特例	市内は特定都市河川の定めなし	前橋土木事務所施設管理課
17	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)	14条	特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等 (同法14条4項により建築基準関係規定)	協議内容等を各図面表記 建築物移動等円滑化基準チェックシート添付	建築指導課
18	都市緑地法	35条、36条、39条1項	緑化地域内の緑化率等 (同法41条により建築基準関係規定)	市内は緑化地域の定めなし	—
19	建築基準法	40条等	群馬県建築基準法施行条例への適合	協議内容等を各図面表記	建築指導課

2 建築基準関係規定以外の項目					
手続名称・法令等		具体的内容等		確認申請時の処理等	協議・手続先
1	前橋市中高層建築物等に関する指導要綱	4条	「建築計画のお知らせ」の標識設置	確認申請等の21日前まで	建築指導課
		5条	近隣関係者との協議	経緯等を確約書に添付	
		6条	環境対策等		
		7条	確約書等の提出	確認申請前か同時に提出	
2	前橋市生活道路後退用地整備要綱	3条、4条	建築基準法42条2項道路に接する敷地の場合、後退杭の支給および設置 ・後退杭支給申請書 ・後退杭設置報告書	設置報告書にて設置確認をした後、確認済証交付	建築指導課
		5条	後退用地の寄付等の事前協議等 ・後退道路用地整備事前協議書	—	
3	省エネルギー法	75条 75条の2	特定建築物に係る届出、指示、勧告等(300㎡以上の建築物)	—	
4	建設リサイクル法	10条	対象建設工事の届出等(解体工事、新築工事等)	—	
5	建築協定	—	建築協定が定められた区域内での建築	—	協定委員会 建築指導課
6	景観法 前橋市景観条例	—	届出を要する大規模行為の場合 ・行為届出事前協議書 ・景観計画区域内行為届出書	—	都市計画課
7	都市計画法	58条	風致地区内の建築行為	許可書(写)を申請書に添付	
8		58条の2	地区計画区域内の建築行為	許可書(写)を申請書に添付	
9	土地区画整理法	76条	土地区画整理事業施行区域内の建築行為	許可書(写)を申請書に添付	区画整理課 市街地整備課
10	文化財保護法	—	埋蔵文化財等について	—	文化財保護課
11	農地法	—	農地転用の許可・届出	—	農業委員会 事務局
12	農振法	—	農振農用地区域(除外申し出)	—	農林課
13	旅館業法等	—	旅館業法、公衆浴場法、興行場法に係る建築物	—	保健所 衛生検査課
14	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	—	特定建築物についての届出(興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、旅館等)	—	
15	医療法	—	医療法に係る建築物	—	保健所 保健総務課
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	—	一般廃棄物、産業廃棄物に係る場合	—	廃棄物対策課
17	水質汚濁防止法等	—	工場事業所の排水・騒音規制 畜舎等についての届出	—	環境政策課
18	工場立地法	—	特定工場の新設	—	産業政策課
19	大規模小売店舗立地法	—	大規模小売店舗の新設	—	にぎわい商工課 県 商政課
20	群馬県ラブホテル等施設設置規制指導要綱	—	ラブホテルを建築する場合	—	青少年課 県 少子化対策・青少年課

2 建築基準関係規定以外の項目					
手続名称・法令等		具体的内容等		確認申請時の処理等	協議・手続先
21	土砂災害防止法	—	土砂災害警戒区域等	—	危機管理室 建築指導課 前橋土木事務所 施設管理係
22	河川法	—	河川保全区域内の建築等	—	
23	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	—	急傾斜地崩壊危険区域等	—	前橋土木事務所 施設管理係
24	風営法	—	風俗営業に係る建築物(ラブホテル・カラオケ・遊技場等)	—	警察署 生活安全課
25	電波法	—	伝搬障害防止区域内の高さ31mを超える建築物等	—	総務省関東総合 通信局
26	送電線付近の保安確保	—	送電線付近に建築する場合	—	東京電力前橋支社 送電保安グループ

Ⅲ 建築確認申請

1 建築確認申請に必要な書類							
書類名称	提出要件	提出書類	添付書類			部数	備考
① (正本) 確認申請書	全申請	確認申請書 (1~6面)	委任状	土地証明(写)	公図(写)	1部	※1設計図書 ※2その他 必要書類
② (副本) 確認申請書	全申請	確認申請書 (1~6面)	委任状 (写)	土地証明(写)	公図(写)	1部	同上
③ 建築計画 概要書	全申請	建築計画概要書 (1~3面)	-	-	-	1部	-
④ 建築工事届	全申請	建築工事届 (1~4面)	-	-	-	1部	-
⑤ (消防用) 確認申請書	消防同意 必要物件	確認申請書 (1~6面)	委任状 (写)	-	-	1部	設計図書 (意匠・消防関 係図書)
⑥ 浄化槽仕様書	浄化槽設置の場合	浄化槽仕様書	環境保全 に関する 誓約書	浄化槽 認定シート	-	3部	設計図書(案内 図・配置図・平面 図・排水系統図)
⑦ 適合判定 通知書	構造計算適合性 判定必要物件	適合判定通知書 (写)	-	-	-	1部	構造計算適合 性判定申請書・ 図書(副本)

※1 設計図書一覧					
法施行規則第1条の3関係等		法第6条第1項4号 (特例の場合)	法第6条第1項1号	法第6条第1項1号	法第6条第1項 2号、3号
			法第20条 第4号	法第20条 第2号、3号	法第20条 第2号、3号
イ	付近見取図	○	○	○	○
	配置図				
	各階平面図				
	床面積求積図				
ロ	立面図(二面以上)	-	○	○	○
	断面図(二面以上)	-	○	○	○
	地盤面算定表	-	○	○	○
ハ	伏図(基礎、各階床、小屋)	-	○	○	○
	構造詳細図	-	○	○	○
ニ	構造計算書	-	-	④	④
ホ	屋内仕上表	①	①	①	①
ヘ	換気計算書・使用建築材料 表・天井裏等への措置	②	②	②	②
ト	日影図	③	③	③	③

注1: イ〜トは主なものである。物件規模によってはその他必要書類要である。

- ①内装の制限を受ける建築物又は内装の制限を受ける調理室等を有する建築物(法第35条の2)についての添付
- ②シックハウス関係(法第28条の2)についての添付
- ③日影規制対象建築物(法第56条の2第1項)についての添付
- ④建築士により構造計算によって建築物の安全性を確かめられたものである場合にあっては、構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書の写しの添付(構造一級建築士が関与した建築物を除く)

※2 その他必要書類

A 事前手続きに関して必要となるもの

書類名	部数	提出要件等	提出根拠	手続先等
① 開発等許可書(写)	2部	開発行為、市街化調整区域の建築行為等 (都市計画法29条、43条)	建基法令9条	建築指導課
② 開発等検査済証(写)	2部	同上の検査済	市規則4条(4)号	
③ 許可書(写) (都市施設)	2部	都市施設等区域内の建築行為 (都市計画法53条)	建基法令9条	都市計画課
④ 許可書(写) (風致地区)	2部	風致地区内の建築行為 (都市計画法58条)	市規則4条(4)号	
⑤ 許可書(写) (地区計画)	2部	地区計画区域内の建築行為 (都市計画法58条の2)	市規則4条(4)号	
⑥ 許可書(写) (区画整理施行区域内)	2部	土地区画整理事業施行区域内の建築行為 (土地区画整理法76条)	市規則4条(4)号	区画整理課 市街地整備課
⑦ 確約書	2部	3階以上又は10mを超える建築物等 店舗で床面積が1000㎡を超える建築物等	前橋市中高層建築物等に関する指導要綱	建築指導課
⑧ 駐車施設設置届出書	2部	条例に定める設置台数を敷地内に確保できず、近隣300m以内に駐車施設を設ける場合	前橋市建築物における駐車施設の附置等に関する条例	

B 敷地・建築物の要件によって必要となるもの

書類名	部数	提出要件等	提出根拠	手続先等
① 土地使用承諾書	2部	申請者(建築主)と土地所有者が異なる場合	市規則4条(4)号	建築指導課
② 念書 (民法第234条)	2部	隣地境界線から外壁後退が50cmに満たない場合	市規則4条(4)号	
③ がけ地関係図書	2部	災害危険区域(県条例4条)および崖に接し又は近接する建築物(県条例5条)	市規則4条(2)号	
④ 既存不適格調書	2部	法86条の7の規定が適用される建築物(既存不適格建築物に対する制限の緩和)	法86条の7 法施行規則 第1の3	
⑤ 制限建築物調書	3部	建築物の用途若しくは業種又は危険物の貯蔵等による制限をうける場合	市規則4条(1)号	
⑥ 建築物移動等円滑化基準チェックシート	2部	特別特定建築物、特定建築物 (バリアフリー法令4条、5条)	市規則4条(4)号	
⑦ 防災計画書	4部	定期報告対象建築物	市規則4条(3)号	
⑧ 構造方法確認図書	2部	土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物	令80条の3 法施行規則 第1の3	

C 他法令等によって必要になるもの(確認申請には直接的には関係しないもの)

書類名	部数	提出要件等	提出根拠	手続先等
① 省エネルギー法届出書	2部	300㎡以上の建築物(着工の21日前まで) (確認申請と同時提出可)	エネルギーの使用の合理化に関する法律	建築指導課
② 特定生活関連施設新築等届出書	1部	人にやさしい福祉のまちづくり条例対象建築物 (確認申請と同時提出※市を経由し県へ)	人にやさしい福祉のまちづくり条例	県 障害政策課

IV 確認済証交付前・後の手続

1 確認済証交付前の手続				
手続名称	部数	提出要件等	提出根拠	備考
① 取下げ届	2部	確認、認定、許可又は承認を受ける前にその工事の計画を取下げる場合	市規則第6条	確認申請書(正本)については、原則返却不可

2 確認済証交付後の手続				
手続名称	部数	提出要件等	提出根拠	備考
① 計画変更確認申請	2部	②以外の変更ただし、完了検査申請前まで	建基法第6条	消防同意物件は消防用1部
② 建築物等軽微な計画変更承認申請	2部	省令第3条の2に規定する軽微な変更で建築計画概要書に変更を生じるもの	市規則第9条	消防同意物件は消防用1部
③ 工事監理者・工事施工者決定の届出	1部	工事監理者・工事施工者が確認申請時に未定の場合、工事着工前までに提出してください。	市規則第2条	
④ 名義変更届	2部	工事完了前までに建築主等又は工事監理者に変更があった場合	市規則第8条	
⑤ 表示板の設置	-	ア 確認があった旨を表示したもの	建基法第89条	
		イ S・SRC造の建築物の場合は、鉄骨製造工場名を表示したもの	H4.9.30住指発第347号	
⑥ 安全上の措置等に関する計画届	2部	特殊建築物の工事施工中の建物使用の場合	建基法第90条の3	
⑦ 取りやめ届	2部	確認等を受けた建築物等の工事の全部を取りやめた場合	市規則第7条	
⑧ 中間検査申請書	-	V参照	建基法第7条の3	
⑨ 完了検査申請書	-	V参照	建基法第7条	
⑩ 法第12条第5項報告書	2部		建基法第12条第5項	

V 中間・完了検査

項目	要 領	
① 留 意 点	ア	中間検査とは 施工途中で建築物の構造安全性を確認し、安全を確保する為の制度です。 検査を受ける時期は特定工程に係る工事の完了時です。
	イ	完了検査とは 完了検査は全ての工事が完了した時点で法に適合しているかどうか検査するものです。 建築本体・設備・内装・外構及び除却等の工事が完了し、敷地境界を明確にした時点で受検してください。
	イ	注 意 点 建築確認と不整合がある場合には、事前に計画変更申請等の手続を行ってください。 検査時に不整合が認められた場合は、検査済証は所定の手続き後でないとは発行されませんのでご注意ください。
	ウ	事前検査 市の検査の事前に、工事監理者としての検査を実施し、完了検査申請書第四面及び工事監理状況報告書に必要事項を記載してください。
② 予 約	ア	方 法 申請に先立ち、検査を電話等で予約できます。
	イ	期 間 電話での予約は、受検希望日1週間から3週間前の中に申し込みしてください。ただし、検査が混雑しているときは希望に添えないこともあります。
③ 申 請	ア	検査申請は特定工程の工事が終了日、または工事が完了した日から4日以内に中間検査申請書または完了検査申請書を提出してください。法令の規定により検査日の8日以前の申請書提出は避けてください。
	イ	手 数 料 手数料は現金で直接、建築指導課指導係窓口で納入してください。 (受付は執務時間内です。16:00迄にお越しください。)
	ウ	添付図書 ①案内図 ②委任状 ③工事監理状況報告書(鉄骨造の場合は鉄骨施工結果報告書も) ④軽微な変更内容を示す書類
	エ	期 限 検査の前日の午前中に、検査の実施時間を連絡します。検査予約2日前までに申請がない場合は予約が取消されます。
④ 検 査 時	ア	立 会 人 検査の立会は、原則として工事監理者が立ち会ってください。 立ち会っていない、使用開始されている、工事が完了していない等の場合、申請手数料は還付できません。
	イ	必要書類 ①確認済証(原本) ②確認申請書副本 ③工事写真 ④その他、物件により必要な書類
	ウ	注 意 点 建築確認申請副本および検査申請書のみで照合できない部分については、法第12条第5項の規定に基づき、必要に応じ設計図書、構造計算書等の提出を求めることがあります。 検査時には、現場の寸法計測及び開け閉め等は検査員の指示に従って、工事監理者等が行ってください。
⑤ 検査後の処理	ア	現場終了後、検査の結果を確認します。合格の場合は、中間検査合格証または検査済証を後日交付します。
	イ	合格保留及び不合格の場合は、今後の処理について協議し検査員の指示に従ってください。

お問い合わせ先



前橋市 都市計画部 建築指導課 審査第一係・第二係

〒371-8601 前橋市大手町二丁目12-1

電話:027-898-6753・6754

HP: <http://www.city.maebashi.gunma.jp>